

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

- ① **令和 6 年度**の 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数、②**令和 6 年度**の未利用エネルギー活用状況、③**令和 6 年度**の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の点数の合計が 70 点以上であること。

項 目	区 分	配点
① 令和 6 年度 の 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) ※ 1	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
② 令和 6 年度 の未利用エネルギー活用状況 ※ 2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和 6 年度 の再生可能エネルギーの導入状況 ※ 3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※ 4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 1 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。

※ 2 **令和 6 年度**の未利用エネルギー活用状況とは、**令和 6 年度**の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を**令和 6 年度**の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう

(算定方式)

令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = (**令和 6 年度**の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ **令和 6 年度**の供給電力量 (需要端)) × 100

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。) をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (FIT 法で定める再生可能エネルギー源に該当するも

のを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

- ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 令和6年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）という。）

（算定方式）

令和6年度の再生可能エネルギー導入状況（％）

＝令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①＋②）（kWh）

÷令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）×100

※供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない

※4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家への省エネルギー促進の観点から、下記の内容を加算項目とする。

- ① 電力デマンド監視による使用電力量の表示
- ② 受給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス